

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

令和2年2月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成28年度の包括外部監査及び久保直生が実施した平成29年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和2年2月19日

東京都監査委員	大 津 ひろ子
同	高 橋 信 博
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

目 次

第1 報告の内容

1 平成28年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 建設局の事業に関する事務の執行について	
建設局	2
2 平成29年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	5
(1) 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	
環境局	6

第1 報告の内容

平成28年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
建設局の事業に関する事務の執行について	建設局	101	82	3	16	0

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (111)	<p>監理団体の組織の在り方について</p>	<p>都は、監理団体を活用して実施する業務を定期的に見直し、これに伴って効率的経営等の観点から、監理団体が実施する事業または監理団体そのものの組織の在り方を再検討する必要がある。その際には幅広い選択肢の中から最適な手法を検討し選択することが求められている。建設局では現在3監理団体を所管している。公園協会の2つが存在するため、動物園・水族園が併設された動物園協会の一部が併設されている。また公園施設の指定管理者は、動物園等の部分を動物園協会が、また公園部分が公園協会が選定され、それぞれ施設の管理運営を行っている。また、動物園及び公園は、同じ局が所管する都立公園内に設置されており、また条例等においても法的にも、動物園等は公園施設の一部であるという総括的・全体的な観点から、複数の動物園及び公園を一体的に管理・運営することが効率的・効果的なサービス提供に資する。建設局は、監理団体を統合するメリット及びデメリットを考慮しつつ、有効性・効率性の観点から団体統合の結果をも含めて検討したうえで、監理団体の在り方の方針を明らかにし、どの組織形態が都にとって最適であるかということの説明責任を果たされた。</p>	<p>「動物園及び公園が同じ都立公園内に設置されている」点については、都立公園内には、動物園だけでなく、美術館や体育施設など様々な施設が設置されており、それぞれ異なる管理者が管理運営を行っている。また、「条例等においても動物園は都立公園の一部とされている」点については、公園は、「都立公園条例」に基づき、公園の魅力向上や適正利用に取り組んでいる一方、動物園は「都立公園条例」に規定されているほか、「博物館法」が規定する博物館に相当する施設として、社会教育施設としての性格を有しており、動物の飼育展示、野生動物保全、教育普及に関する業務を行っている。このように、公園と動物園では、業務内容が大きく異なり、それぞれ指定管理者等を導入して効率的に管理している。</p> <p>「東京都政策連携団体活用戦略」の策定に当たり、政策連携団体の役割の整理、あり方の見直し、団体活用の考え方の取りまとめを行った。</p> <p>取りまとめに当たっては、2つの団体を統合するメリット及びデメリットについて検証し、以下のことから、現時点の団体規模においては統合を進めないことと整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園と公園では業務が大きく異なること。 ・専門性が必要な動物園、文化財の維持管理技術や発災時の初動活動等が必要な公園と、指定管理者選定における状況が大きく異なること。 ・事業が大きく異なるため、統合による人員面や財政面のメリットは限定的と考えられること。 <p>これを踏まえ、局の施策展開について、局が目指す将来像の実現や、施策の現状・課題の解決に向け、今後の団体の役割や活用策の検討を行った。</p> <p>建設局が所管する動物園・水族園及び公園における政策の展開においては、異なる将来像を明示しており、その実現に当たっては、両団体がこれまで培ってきた技術や知見をそれぞれの分野で活用することが最適である。この検討結果について、令和元年5月に「東京都政策連携団体活用戦略」をもって公表した。</p> <p>「動物園・水族園政策」の領域では、野生動物の保全、教育普及活動の充実、動物園の魅力向上といった局の目指すべき将来像に向け、動物園運営に関する知見や高度な繁殖技術、国内外のネットワークを有する東京動物園協会を活用していくとした戦略を掲げている。</p> <p>一方、「公園・河川事業」の領域では、公園の魅力の向上、全ての人が快適に利用できる環境整備、多様化するニーズに広える公園づくりや河川の安全・安心の確保・魅力向上といった局の目指すべき将来像に向け、東京都公園協会が持つ文化財庭園の維持管理や発災時対応などの公園の管理運営に関する知識・技術・経験を活用し、公園の新たな魅力の創出や公園マネジメントの展開に貢献させるとした戦略を掲げている。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-7 (160)	自転車走行空間整備に係る事業の効果検証について	<p>建設局は、平成24年10月に自ららが策定した「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づき、地域の道路事情に応じた整備手法により、安全で快適な自転車走行空間の整備を進めているが、平成20年3月に整備を行った旧玉川水道道路路後、当該事業の成果について検証していない。この点、建設局から「自転車活用推進法等において、自転車走行空間の整備やルール・マナーの周知などの様々な必要事項とされている。また、安全性については、自転車走行空間の整備やルール・マナーの周知などの様々な取組が行われており、その効果もあつてか、事故は年々減少傾向にあるが、施策ごとの取組の効果を分離して検証するのは難しい。さらに、事故は、利用者の状態や事故の種類ごとにその背景が異なるので、特定の路線における自転車事故の減少(又は増加)の原因が、果たして走行空間の整備によるものなのか、自転車利用におけるルール・マナーの周知の効果によるものなのか、判断することが難しい。」との説明を受けた。当該事業は多額の都税を投入して自転車走行空間を整備することを確認すると、少なくとも道路管理者である建設局は、旧玉川水道道路路で実施したような整備効果の検証など、実施可能な効果検証の方法を検討し、事業効果を検証した上で、広く一般に情報を公開する必要がある。</p> <p>したがって、建設局は、当該事業の実施目的を再確認した上で、有効性・効率性の観点から、広く事業効果の検証と活用を行う仕組みを構築されたい。</p>	<p>自転車走行空間の整備前後における、自転車の通行位置及び進行方向の遵守率や周辺住民へのアンケート等の調査を、平成30年度に7路線で実施し、事業の効果を検証した。</p> <p>その検証結果の概要を、令和元年12月に当局のHPにおいて公表した。</p> <p>本検証結果を今後の自転車走行空間の整備手法選定に役立てるほか、引き続き関係係部署と連携し、自転車利用のルール・マナーの周知・徹底に関する取組を実施していく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-11 (178)	土砂災害防止事業及び海岸保全事業等の更なる推進について	<p>建設局は、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の3つの土砂災害防止事業と海岸保全事業を実施している。</p> <p>土砂災害防止事業と海岸保全事業の施設については、整備計画を策定し実施しているが、その進捗状況を監査人が試算したところ、平成27年度末時点で、急傾斜地崩壊対策事業の進捗率は未だ53%であるなど、現状のペースで行くと、流路を除き、計画達成まであと30年かかると見込まれることと試算された。また、海岸保全事業に関しては200年超かかると見込まれる。</p> <p>また、これらのハード対策事業は長期になる可能性が高いが、ソフトラ対策事業として、土砂災害の危険性が高い区域を公表することとしているが、この公表に必要な基礎調査が現時点で7割程度しか完了しておらず、調査が完了していない地域に対する土砂災害警戒区域の設定及び公表は今後行い予定としている。建設局は、土砂災害警戒区域等への指定に向けた基礎調査を平成29年度までに全て完了し、土砂災害警戒区域等への指定を平成31年度までに完了するとの目標を掲げている。</p> <p>しかしながら、土砂等災害は今すぐにも起こりうることから、建設局は、市民の安心・安全性の観点から、ハード対策事業を更に推進するより抜本的な対策を講じるとともに、この対策事業を補完するソフト対策事業を早急に実施し公表されたい。</p>	<p>1 土砂災害防止事業については、 (1) ハード対策については、遊園地の有無等の重要度や災害発生危険度を考慮した評価フローに基づき、箇所ごとの緊急性を評価している。今後は、評価結果をもとに計画的にハード対策を実施していく。 (2) ソフトラ対策については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成29年度末までに完了し、基礎調査結果の公表及び住民説明会や関係区市町村長への意見聴取を行い、令和元年9月末(9月26日)までに都内全域の区域指定を完了した。</p> <p>2 海岸保全事業については 平成29年4月に改訂した伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画に基づき、ハード対策を実施していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	環境局	58	51	7	0

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (68)	エネルギー消費 量削減目標の達 成可能性につい て	<p>運輸部門や産業・業務部門でエネルギー消費量は削減目標に向かって順調に進んでいる一方、家庭部門では削減目標30%程度に対して2.5%の削減が達成されるにとどまっています。これらの点を考慮すれば、このままのペースで削減が進むと想定することは楽観的である。今後引き続き、各年度のエネルギー消費量の動向、各部門における施策の効果を分析するとともに、エネルギー消費量削減目標の達成を確実にするため、必要に応じた追加的な施策の実施を検討された</p>	<p>令和元年7月に開催された環境審議会で、エネルギー消費量(平成29年度速報値)の現状や施策等に関する報告・意見聴取等を行った。エネルギー消費量については、産業・業務部門は2030年目標(30%程度削減(2000年比))に対して18%削減、運輸部門は2030年目標(60%程度削減)に対して49%削減、家庭部門は2030年目標(30%程度削減)に対して5%増加となった。</p> <p>家庭部門については、平成29年度は厳冬であったこと等により増加となったが、平成22年度をピークとして減少傾向に転じている。しかしながら、他部門と比較し削減幅が小さく、また、都内エネルギー量の3割を占めることから、対策の強化が必要との認識のもと、平成30年度に、住宅の省エネ性能を高めるための施策(東京ゼロエミ住宅仕様の策定と普及促進事業)と省エネ家電等の買替を促進する施策(家庭のゼロエミポイント事業)を構築した。令和元年度から当該取組を強力に推進していく。</p> <p>今後も、エネルギー消費動向等を踏まえて、2030年目標の達成を目指した追加的な施策の検討を進めていく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-2 (70)	キャップ・アード制 ト・トレードの削減目標の 設定について	<p>環境局は、キャップ・アード・トトレード制度の第二計画期間において、温室効果ガス削減義務率15%又は17%を課している。制度の対象となる事業所の7割以上が、第一計画期間終了時点で第二計画期間の削減義務目標を達成している状況であるが、平成20年3月に策定された環境基本計画に定める都内の温室効果ガス排出量を「2020年までに2000年比25%削減」の目標に基づき、既に決定・実行されている第二計画期間の目標を事後的に変更することとはできない。一方、平成28年3月に公表された環境基本計画では、「2030年までに2000年比30%削減」という新たな温室効果ガス削減目標が掲げられている。</p> <p>次の計画期間においては、この目標を達成するために必要な削減目標を設定するとともに、第二計画期間において、既に削減目標を達成している事業所に引き続き削減が進むようインセンティブを与える施策の実施を検討されたい。</p>	<p>都は、削減義務実施に向けた専門的事項等検討会での議論を経て、第三計画期間（令和2～6年度）について、環境基本計画に掲げる2030年までの温室効果ガス削減目標達成とその先の脱炭素社会を見据えた新たなステージと位置付け、削減義務率27%又は25%を設定するとともに、再生エネルギー利用拡大に向けた新たなインセンティブとして、都が認定する低炭素電力（再生エネ電力）の調達時に削減量を全量算定可能とするなどとした改正事項を平成31年3月に公表した。</p> <p>また、トップレベル事業所への認定証交付やセミナー等における優良取組事例の紹介を通じて、企業努力のPRを行って加えて、平成30年度より、本制度において創出されたクレジットの環境価値をカーボン・オフセット等の本制度の義務履行以外にも活用できる仕組みを整えるとともに、東京2020大会に関連するカーボン・オフセットに向けた協力に対するクレジット提供（提供いただいたクレジットを都が無効化実施予定）を呼びかけている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-3 (71)	事業所自らの温室効果ガス排出削減の促進について	<p>キャブアップアンドトレド制度の第二計画期間において、環境局は、平成26年度の排出量が維持されると仮定した場合、対象事業所の23%が自らの対策のみでは義務達成が困難である見込みとしており、第一計画期間と比べて排出量取引による義務履行が増加する可能性がある。</p> <p>排出量取引制度は都全体として経済効果的な排出削減が行われるというメリットがあるなど有効な義務履行手段であるが、まずは、自らの削減を推進するという観点から、自らの削減のみでは削減目標の達成が困難な事業所に対して、温室効果ガス削減のためのノウハウの提供、個別の事業所に対する助言活動等をより積極的に実施することで、排出削減を進められたい。</p>	<p>第二計画期間においても、全ての事業所が義務履行できよう、引き続き、優良取組事例を紹介するセミナー、フォーラム等の開催、専門家による省エネ等についての技術的助言やCO2排出量の取引に関するセミナー等の開催等の支援を実施するなど、制度を着実に運用していく。</p> <p>これらの開催案内については、総量削減義務と排出量取引システムにおいて平成30年度から供用開始した「お知らせ機能」等を用いて担当者に向けダイレクトに発信している。</p> <p>また、対象事業所のCO2排出量や取組状況等を他事業所や同一用途(業種)と比較できる省エネカルテ及び特定テナント省エネ評価通知書を作成・提供するとともに、平成30年度からは、制度説明会において、省エネカルテの内容や活用方法等について解説している。</p> <p>さらに、毎年度、省エネ診断やフローアープ診断を実施し、比較的取り組みやすい効果が大さき削減対策について適宜指導助言を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-4 (77)	家庭の省エネアドバイザ制度の活用実績について	<p>家庭の省エネアドバイザ制度は家庭部門におけるエネルギー消費削減のため、都にとつて重要な制度であるが、平成28年度における1対1のアドバイス実施実績は88件、1対多数のアドバイス実施実績は173件(4,308人)であり、本制度をもつて、都が約1,300万人の都民に対して家庭の省エネに関する普及啓発を十分に実施しているとは言えない。</p> <p>都民へ省エネを更に訴求し、家庭部門におけるエネルギー消費量を更に削減するために、本制度を含め、都が実施する家庭の省エネに関する普及啓発の取組について、見直しを検討されたい。</p>	<p>省エネアドバイザ制度については、平成30年度末にて事業終了とした。平成31年度以降は、民間企業、団体が日頃の事業活動の中で有している都民との様々な接点の中で、都民の特性・行動様式に応じた省エネに関する普及啓発を行うことにより、家庭部門対策を強化していく。住宅関連事業者、家電、設備関連事業者、「チームもつたいない Saving Energy」参加団体のうち、幅広く家庭の省エネに対する意識の向上、省エネ意識の普及啓発を図っていき、幅広い団体等と連携し、都民の省エネ行動の契機を捉えて、普及啓発活動を実施していく。</p> <p>なお、平成30年度まで実施した「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」においては、地域家電店等との連携を強化し、LED電球の無料交付と同時にLEDの省エネ効果や省エネに資する家電の使い方などの省エネアドバイスを実施し、延べ70万人を超える都民に対して家庭の省エネに関する普及啓発を行った。</p> <p>また、令和元年度から実施する「家庭のゼロエミッション行動推進事業」においても、家電の買換えというタイミングを捉え、家電店等との連携を強化し、家電の省エネ基準達成度を示す省エネラベルの説明や、省エネに資する家電の使い方などを示した事業チラシや省エネアドバイスなどによって都民に対し気候変動への影響や家庭の省エネに関する普及啓発を行っていく。</p> <p>更に、夏・冬の電力使用量が多くなる時期に合わせ、エアコンの上手な使い方など、季節に応じた省エネの取組について、区市町村や民間企業等を通じたリーフレットの配布や広報東京都への掲載により周知を図っている。</p> <p>また、家電買換え効果等について、子ども環境情報紙「エコチル」への掲載等により、広く普及啓発を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-5 (81)	太陽光発電の導入拡大について	<p>太陽光発電の導入が進まない理由の一つであったコストの問題は解消する可能性が高いため、太陽光発電の更なる導入拡大を図るための施策を実施する良い機会である。また、太陽光発電は、災害対策としても有用である。</p> <p>以上より、都はこれらの点を十分説明することとを前提として、更なる太陽光発電の推進を検討されたい。</p>	<p>東京ソーラー屋根台帳などを活用しながら普及啓発に取り組むとともに、導入拡大に向けた新たな事業を展開している。</p> <p>「駅舎へのソーラーパネル等設置事業」では、駅舎への太陽光発電等の設置を支援している。駅構内で発電電力を使用しつつ、これらの取組や再エネの有効性をデジタルサイネージ等でアピールすることとしている。この他、自家消費型の再エネ発電・熱利用等の導入経費補助、バス停留所におけるソーラーパネル等導入経費補助も行うことで、都内の太陽光発電導入の促進を図るとともに、都民の身近な場所に設置することによる普及啓発もあわせて実施している。</p> <p>平成31(令和元)年度からは、新たに「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」において住宅屋根への太陽光発電の導入を促進している。「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」は、太陽光発電設置に際しての初期費用負担のハードルを下げ、太陽光発電の導入拡大を進めるため、リース、電力販売、屋根借り等により、住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電を設置するサービスに対する補助を実施している(予算規模1,300件)。「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」では、東京の地域特性を踏まえて省エネ性能の高い住宅を普及させるため、都が定める水準を満たす新築住宅に対して補助を実施している(太陽光発電設備の予算規模722件)。</p> <p>これら補助事業のほか、太陽光発電の停電時・非常時における利用について、ホームページ上でお知らせを行っている。</p> <p>上記記載の事業の円滑な運営だけでなく、追加的施策を適宜検討していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-6 (97)	FCV導入促進事業のモニタリングについて	<p>FCV導入促進事業は平成32年度までの事業であり当該計画期間においても、メーカー動向、水素関連の技術革新などFCV導入促進事業を取り巻く外部環境に変化が生じることが想定される。</p> <p>今後、預り基金の積み増しが予想されることから、FCV導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、事業の進捗状況を適切にモニタリングし、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行わなければならない。</p>	<p>＜メーカー動向の把握＞ FCVメーカーの動向を把握するためヒアリングを定期的に行った。 ＜都民向けイベント等におけるPR＞ 都民向けイベントにおいて、FCVの展示・説明を複数回行い、環境性能をPRするとともに、外部給電器との接続による防災機能についてもPRした(丸の内キッズジャンボリー(平成30年8月)、東京150年祭(平成30年10月)、復興応援・復興フォーラム2019 in 東京(平成31年2月)、第5回都立動物園アフリカフェア(令和元年10月))。 また、福島県産のCO2フリー水素を充填したFCVにより、都内53区市町村においてPR走行を行った(平成31年2月)。 ＜都民向けの新たな事業展開＞ 都民向けの新たな事業展開として、都民が手頃な料金でFCVやEVを利用できる事業を平成31年度から実施している(7事業者、FCV40台・EV60台導入)。 ＜区市町村に対するPR＞ 区市町村の環境事務担当者会議や環境主管課長会の場において、FCVの率先導入について周知・依頼を行った。 ＜官民挙げた取組＞ 民間企業や都内自治体等の100以上の団体とともに発足した「Tokyoスイソイン推進チーム」において、FCVの認知度向上に資する共通ステッカーを作成し、チーム内のFCVに貼付しPRを行っている。 ＜適切な事業の進捗把握＞ 出えん契約に基づき実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、定期的に公社と打合せを行っている。 ＜適切な予算要求＞ 予算要求においては、公社への出えん金の残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-7 (99)	FCバス導入促進 事業のモニタリ ングについて	<p>平成32年目標に向けて、今後も預り基金の積み増し が予想されることから、FCバス導入促進事業の実施に 当たっては、外部環境の変化を捉え、進捗状況をモニ タリングし、目標の達成に向けて課題の分析や施策の 検討を行い、環境公社が預かる基金の規模を見直す等 適切に事業を行われない。</p>	<p>措置の概要</p> <p><メーカー動向、技術革新等の外部環境の変化の把握> ヒアリングによりメーカー動向の把握に努め、ユーザーからの情報も活用し課題分析や施 策検討を行っている。 また、FCバスに対する要望をメーカーへフィードバックし、開発等への反映を働きかけて いる。 <適切な事業進捗把握> 出えん契約に基づく実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、 事業者からの問い合わせ内容、申請状況等について、定期的に公社と打合せを行っている。 また、国補助の所管省庁である環境省、メーカー、都交通局と情報交換を密に実施してお り、令和元年12月までに15台が導入されている。 <民間事業者に対するPR> 民間バス事業者によるFCバスの導入促進に向け、東京都バス協会をはじめ各民間バス事業 者等にFCバスのメリット等についてPRを行い、令和元年12月までに2台が導入され、更に6台 に補助金交付を決定した。 <水素ステーション事業者との調整> FCバスの導入については、FCバス対応水素ステーションを整備する必要があることから、 補助上限額を拡大し、ステーション事業者への働きかけを行った結果、令和元年12月時点で は2箇所でFCバスを導入されており、更に4箇所のFCバス対応水素ステーションが整備中となっ ている。 また、バス対応のための増設に対する補助を創設したことにより、増設を実施する水素ス テーションもあり、新設と増設で令和2年度のFCバス目標に必要な水素供給能力を確保でき 見込みである。 予算要求においては、公社への出えん金の残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行って いる。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-8 (105)	水素ステーション設備等導入促進事業について	<p>平成32年目標35か所しており、平成29年3月末における実績は12か所となっている。 平成32年目標に向けて、今後も預り基金の積み増しが進められることから、水素ステーション設備導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、目標の達成に向けて課題の適切にモニタリングするとともに、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われない。</p>	<p>指し、事業者へのヒアリングを頻繁に行い、課題分析や施策検討を行い、都単独補助(障壁設置補助)を創設すること、事業者の整備意欲の促進を図り、3箇所の整備について当該補助金を交付を決定した。 また、ガソリンスタンド(以下「GS」と言う。)への併設を検討する際に必要となる情報を、実際のGSをモデルに調査し、事業者に提供するとともに、既存のGSへの併設に伴う補助金を創設し、参入を働きかけた。 <適切な事業進捗管理> 出えん契約に基づく実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、事業者からの問い合わせ内容、申請状況等について、定期的に公社と打合せを行っている。 <都用地での水素ステーション整備> 整備可能な都用地を照会して選定した下水道局所管の葛西水再生センターの敷地において、バス対応の水素ステーションの整備及び運営を行う事業者を公募し、現在整備工事中である。また、更なる都用地での整備に向け、他局へ積極的な働きかけを継続している。 上記の取組などにより、平成29年3月末における12箇所に加え、現在までに2箇所が開所され、さらに7箇所が整備中である。 予算要求においては、公社への出えん金の残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-9 (110)	ロードマップの進め方について	<p>環境局が設定したFCV普及や水素ステーション整備の平成37年目標、平成42年目標は、将来的に期待されるCO2フリー水素供給拡大に向けた水素需要増大を目指すための目標と考えられるが、平成32年目標と比較すると意欲的な目標となっている。</p> <p>補助事業が終了する平成33年度以降は、補助事業の継続等は未定となっているが、意欲的な目標を達成するためには、目標達成に向けた課題検討を通じて事業の進め方を検討していくことも必要になる場合もある。</p> <p>環境局は、平成33年度以降も水素社会実現に向けた取組を継続するに当たり、ロードマップの進捗に合わせた目標達成に向けて、目標と実績の比較、乖離状況の分析や課題検討など実施し、施策の検討、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われない。</p>	<p>2020年目標の達成に向け、FCV・FCバスの導入促進、水素ステーションの整備などにおいて、メーカーや業界の動向等を把握するとともに、事業者とも連携し、取組を推進している。</p> <p>具体的には、FCVメーカーに対し、動向等に関するヒアリングを定期的に行っている。FCバスメーカーに対し、ヒアリングによりメーカー動向の把握に努め、メーカーからの情報も活用し課題分析や施策検討を行っている。</p> <p>水素ステーション事業者へのヒアリングを頻繁に行い、課題分析や施策検討を行っている。</p> <p>2025年及び2030年目標達成に向け、国が策定した「水素基本戦略」や「水素・燃料電池ロードマップ」等に掲げられた取組の進捗や業界動向等の把握に努めた。また、都が令和元年12月に策定した「未来の東京」戦略ビジョン等で定める目標の達成に向けて、これまでの歩みを止めることなく、水素エネルギーの普及拡大に向けた取組を加速させる必要があることから、各種補助事業については、現状を踏まえた再構築等を検討した。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-10 (115)	揮発性有機化合物(VOC)の排出削減について	<p>環境基本計画に定める目標を達成するため、事業者及び都民のVOCに対する理解を積極的に促すとともに、PM2.5や光化学オキシダント排出削減のためにVOCの排出削減が必要であること、また削減のために都民一人一人がすべきことを積極的に周知し、今まで以上に学オキシダントの測定結果及びその変化の分析及び施策の効果を検証し、環境基本計画で掲げられた目標が達成できよう、必要に応じた対策を立案実施された。</p>	<p>・都民向けの冊子の冊子については、平成30年3月に、スプレ-製品や塗料など、日常生活において身近な低VOC製品の選び方を紹介したガイドブックを、関連する業界団体や消費者団体等と意見交換を重ねながら作成した。平成30年度以降、このガイドブックや事業者向けに取りまとめたVOC対策ガイドなどを活用し、VOC対策セミナー(平成30年7月27日、平成30年12月19日、令和元年6月28日)や環境局ツイッタ-等を通じて、都民及び事業者のVOCに対する理解を促進するとともに、VOC削減の必要性を周知している。</p> <p>・大気中微小粒子状物質検討会にて、平成29年度はPM2.5と光化学オキシダントの原因物質のインベントリ(排出源ごとの排出量)の整理を行った。平成30年度は、それを基にした排出源の寄与解析による結果と大気監視測定データ等を比較し、将来濃度を予測するとともに、費用対効果も考慮した施策の効果検証を行い、環境基本計画で定める目標の達成に向けた対策の方向性をとりまとめ、令和元年7月に報告書を公表した。また、原因物質であるNOxやVOCの排出削減に対する事業者や都民による自主的な取組を促すため、令和元年6月20日から「Clear Skyサポ-ター」の募集を開始するなど、大気環境改善に向けた機運の醸成に取り組んでいる。</p>	改善済
意見	1-11 (119)	騒音、振動対策について	<p>騒音、振動対策の所管は区市にあるが、苦情の件数が全国で最も多い状況や苦情の件数が減っていない状況に鑑みると、広域自治体の立場から新たな支援を検討するなどして苦情件数の減少に努められたい。</p>	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までの建設事業者団体に対するヒアリング等をもとに、騒音苦情への対応等に関する区市向け研修会を開催した(平成30年7月)。 ・建設事業者団体に対してヒアリング等を実施した(平成30年11月)。 ・事業者指導への活用方法等の検討を行い、事業者向け講習会(大手・下請け(解体事業者)・施主等計4回)を実施し騒音対策の重要性を周知した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市職員向け研修会においてヒアリング結果等の情報提供を行った(令和元年6月)。 ・事業者向け講習会(大手)を実施し、騒音対策の重要性を周知した(令和元年11月)。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-12 (123)	土壌汚染に係る 情報公開の充実 について	<p>環境局のホームページにおいて、現時点の要措置区域等を公表しているが、ホームページは適宜更新されていることから、ホームページ検索時点の要措置区域等しか把握できず、過去に要措置区域等として指定され、その後解除された要措置区域等については確認することができない。</p> <p>また、より詳細な情報が記載されている台帳は、都内2か所にしき設置していないため、これを閲覧するには、平日の業務時間内に限られることとなり、利便性に欠ける。</p> <p>過去に要措置区域等に指定され、その後解除された地域等については、開示請求の手続を行わなければ閲覧することはできない仕組みとなっており、情報入手は容易ではない。</p> <p>情報公開による影響も考慮しながら、一層の情報公開の充実を図るといふ観点から、現状のホームページの掲載情報について改めて整理されたい。</p>	<p>解除された要措置区域等の情報については、台帳の閲覧による公開を平成30年4月から開始した。</p> <p>情報公開による影響や公開範囲等の検討を行い、令和元年5月より、台帳情報(解除された要措置区域の情報を含む)についてホームページによる公開を開始した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (125)	土壌汚染対策に係る他局間連携について	<p>土壌汚染対策について、環境面、経済面、社会面などの多角的な視点から、事業者による合理的な対策の選択を促すため、手法を検討していくと環境基本計画に掲げられている。</p> <p>このため、環境局は庁内各局も一事業者であること、認識した上で、他局との必要な連携も進めながら、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討されたい。</p>	<p>平成30年度は、産業技術総合研究所が主体となって進めているサステナブル・レメディエーション (SR) コンソーシアムに参画してSR白書の取りまとめを行うと共に、その内容を踏まえて、都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討を進め、平成31年4月1日施行の環境確保条例施行規則及び東京都土壌汚染対策指針改正において、SR (届出書に合理的対策の選択理由を記載) に係る努力義務を規定した。当該制度見直しに際しては、制度見直しの中間とりまとめについて、庁内 (建設局、都市整備局) を含む関係者に対しヒアリング (平成30年5月～6月) を実施した。</p> <p>令和元年5月に、SRコンソーシアムにおいて、日本版のSR白書 (土壌汚染対策を行う事業者向け) がとりまとめられ、その内容を踏まえて、全庁を対象とした改正条例説明会及び庁内説明会において庁内各局へのSR努力義務規定の周知を行い、活用を促している。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-14 (127)	<p>土壌汚染対策法及び郡民の健康と安全を確保する環境に関する条約の周知徹底及び情報収集について</p>	<p>本件は、第一義的には、届出義務違反を起こした中央卸売市場の問題ではあるが、環境局においても10年余りの期間同一の部局の未届けについて、なぜ早期に発見、是正ができていなかったのか十分な検証が必要である。</p> <p>環境局は、土壌汚染対策法又は条例に基づき届出を受け身として待つのではなく、適切な土壌汚染対策を推進する責任部局として、少なくとも都庁内において、従来に比してより頻度を増やして、土壌汚染対策法及び条例についての定期的な説明会の開催及び相談会の開催等啓発活動を実施されたい。</p>	<p>以下のような説明会やセミナーにおいて庁内関係部署に対し、啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場向け勉強会(平成30年2月7日実施) ・土壌汚染対策セミナー(平成31年2月13日、平成31年3月13日実施、引き続き年1回定期開催) ・庁内説明会及び相談会(平成30年5月14日実施、令和元年7月16日実施、毎年度、春に定期的に実施) <p>令和元年度には、これ以外に以下のような説明会等において庁内関係部署に対し、啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法及び改正条例に関する説明会(令和元年5月22日実施) ・下水道局向け法令改正に係る勉強会(令和元年7月29日実施) <p>上記の他、令和元年度は改正法、改正条例等について、以下の取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行前に各局総務課へ通知 ・工事基準協議会、建築協議会での説明 ・届出書等の作成の手引きを改訂し、各局工事担当者へ配布・説明 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-15 (128)	<p>市民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づいて</p>	<p>築地市場における条例違反に関して、届出未実施という条例違反のあった土地について、事後であっても対応を行うよう指導していることである。 一方、環境局の事業は土壌汚染対策を行うため土壌汚染対策を監視することにある。 今回条例違反のあった土地については、土地の掘削等の予定もないことから、現段階ですべての該当する土地の調査及び土壌汚染対策工事は行わず、築地市場の豊洲市場への移転後、速やかに着手するとしているが、移転後に築地市場用地を開発する際には、築地市場全域にわたっての対応を都庁内の関連部署が連携して検討するべきであり、環境局はその際に、適切な規制・指導・助言を実施されたい。</p>	<p>以下の案件については、関連部署と十分に連携し、引き続き適切な規制・指導・助言を行っている。また、各事業の工事内容(掘削範囲等)が確定した毎に順次詳細な指導・助言を行い、法令に基づく届出を適切に行わせている。 ・環状第2号線整備 → 建設局 ・築地市場解体等工事 → 中央卸売市場、福祉保健局 ・オリンピック・パラリンピック → オリンピック・パラリンピック準備局等 ・再開発事業 → 都市整備局 その他の築地市場用地の開発等については、開発計画等の情報を収集し、適時適切に関連部署への指導・助言を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-16 (129)	土壌汚染対策に関する指導・助言の拡充について	<p>豊洲市場用地における土壌汚染対策工事は、環境局も参加した専門家会議において決定されているが、事業主体である中央卸売市場の判断に基づき進められており、環境局としては、同工事に対する直接的な介入をしていない。</p> <p>本件は、様々な対策を講じながらも、都民や関係者の安心に繋がらなかった点において、リスクコミュニケーションの観点から専門的知見を有している環境局は、都として適切な土壌汚染対策の推進を図るべく、本件に限らず、適切な情報発信やリスクコミュニケーションの観点からも、他部局に対して適切な指導・助言をされたい。</p>	<p>都民・事業者(庁内工事部署等も含む)向けには土壌汚染対策セミナー(年1回定期開催(平成30年2月13日、平成31年3月13日実施))のほか、「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」等を用いて、丁寧の説明を行った。</p> <p>他部局については、庁内説明会(年1回以上定期開催(平成30年5月14日実施、令和元年7月16日実施))で、情報発信における留意事項等について説明を行い、適切な対応を促した。</p> <p>また、平成30年以降も引き続き、都民の関心の高い事案等については、専門部署として技術的な助言・支援を行っている。</p> <p>平成31年度には、これ以外に以下のよう説明会等において庁内関係部署に対し、啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法及び改正条例に関する説明会(令和元年5月22日実施) ・下水道局向け勉強会(令和元年7月29日実施) 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-17 (132)	東京大気汚染訴訟和解条項の履行について	<p>和解条項の趣旨に則り、更なる大気環境の改善のため、低公害・低燃費車の導入促進、NOXの削減等に資する施策を更に進められたい。</p>	<p>平成30年4月以降、以下の取組を実施した。</p> <p>1 平成30年度補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車・プラグインハイブリッド車導入補助 ・環境性能の高いタクシー等の導入補助 ・ハイブリッドバス・トラック導入補助 ・圧縮天然ガス自動車導入補助 ・環境保全資金融資あつせん ・集合住宅における充電設備導入補助(平成30年度新規事業) <p>2 その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都有施設における充電設備設置事業(平成30年度新規事業) ・E・V庁有車の導入(平成30年度新規事業) ・ディーゼル車規制による違反車両の取締り ・自動車を300台以上使用する事業者に対し、自動車環境管理計画書の提出を義務付け ・自動車を200台以上使用する事業者に対し、低公害・低燃費車の導入を義務付け ・走行量の多い運送事業者のエコドライブの取組を奨励する東京都貨物輸送評価制度を実施 ・NO2環境基準が未達成の松原橋交差点付近の大気環境調査と交通量調査を実施 ・警視庁と協力し、松原橋交差点の迂回を促すチラシを作成し、貨物車のドライバー等に配付 ・使用過程車の排出ガス実態調査 ・和解条項に基づく原告団との意見交換の場である連絡会での各局との調整 ・東京都公害健康予防基金による健康被害予防事業の各局との調整 <p>平成31年4月からは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車導入補助の対象を個人・大企業まで拡大するとともに、充電設備導入補助について、集合住宅に加え、商業施設・宿泊施設等や、事業所・工場等に補助対象を拡大した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-18 (138)	自然保全活動の 目標設定の見直しについて	<p>現状の環境局における自然保全活動の目標設定は、直近実績と同等の活動状況にて達成可能であることから、参加者の動向、意見等を具体的に分析したうえで、必要な検討を行う必要がある。</p> <p>したがって、環境局は、環境基本計画に定めた施策の方向性を実現すべく、各自然体験活動の成果を検証するとともに、自然体験活動事業に参加していない保全団体への働きかけを行い、随時、目標設定を上方修正するなどの見直しを実施されたい。</p>	<p>平成30年7月24日に行われた環境審議会において、環境基本計画の自然体験活動参加者数の目標値を以下のおり修正することについて報告を行った。</p> <p>2024年度目標 延べ3.3万人 ⇒ 3.7万人 2030年度目標 延べ5万人 ⇒ 5.8万人</p> <p>平成31年1月発行の「3つのシナジー」の実現に向けた政策の強化(2019年度)～2020年に向けた実行プランへの自然体験活動参加者数の目標値について、下記のとおり上方修正を行った。</p> <p>2020年度目標 延べ2.0万人 ⇒ 2.3万人 2024年度目標 延べ3.3万人 ⇒ 3.7万人</p> <p>また、自然体験活動事業の受入れ団体の増加を図り、体験プログラムの受け入れ団体は平成29年度と比べると平成31年4月現在で1団体増加している。さらに、体験プログラムの受け入れを行っていない団体については、保全地域活動ボランティア交流会や個別に接触した機会などにおいて、受入れの働きかけを行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-19 (140)	環境局と環境公社との目標値の共有について	<p>環境局は保全地域における活動の参加人数を平成36年度までに3万3千人とすする数値目標を立てており、環境局は環境公社に委託する事業からこの目標の3分の2の達成を期待している。しかしながら、環境公社は自らが委託する事業に対して都が期待している数値目標を把握していただかなかった。</p> <p>環境公社に対して体験プログラムを含む関連業務を委託しているという趣旨に鑑みると、委託事業単位で視野の広がりを把握するための数値情報を共有し、協力して更なる拡大を目指すことは施策の実効性を高める観点から有用である。</p> <p>ボランティア人材発掘の母体となる体験プログラム等の参加者の人数の目標を環境局と環境公社の間で共有し、当事者双方で共通の認識を持った上で目標達成に向け努力されたい。</p>	<p>平成30年4月13日、令和元年6月5日に定例会議を開催し、自然体験活動の目標人数及び実績、年間事業計画、広報媒体ごとの効果等について情報共有を行った。</p> <p>定例会議の中では、現状を踏まえ、体験プログラム等の参加者増加のための効果的な対策について、意見交換を行った。</p>	改善済
意見	1-20 (144)	自然公園の利用者数の把握について	<p>自然公園の利用者数については、推計と実態が乖離している可能性がある。カウントすべき利用者数を再定義した上で、自然公園や各種施設の状況の変化を勘案でききよう推計方法を見直すなどとして、実態を反映した利用者数の把握に努められたい。</p>	<p>平成29年度は、自然公園について把握すべき利用者数の再定義を行いカウント方法の整理を行った。また、平成30年度は、利用者数の定義とカウント方法について、国内外の事例や文献調査等を行い、自然公園の把握すべき利用者数とその調査手法の検討を行った。</p> <p>令和元年度は、平成31年4月に契約した調査委託の中で、現地での利用状況調査(春季、秋季の2回)を実施している(実施場所：高尾山、御岳山(御岳平)、三頭山西峰山頂、鷹ノ巣・倉戸分岐、大岳山頂、日原、川苔山頂、松沢滝、棒の嶺、浅間嶺山頂の各エリア)。</p> <p>今後、調査結果をとりまとめ登山者の動向について分析し、これを踏まえて利用者数の算出方法を検証し、令和2年度以降の自然公園や各種施設の状況変化の把握に反映していく。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-21 (155)	トイレの利用実態の把握と衛生状態の向上について	<p>自然公園内のトイレに対し利用者が感じる不衛生感の原因が複数考えられる状況にあつては、環境局はこれまで以上に正確な利用者の声の把握とそれに応じた適切な対策を講じられたい。また、更なるトイレ清掃が必要な場合には予算要求し、トイレ等の施設を清潔に維持管理されたい。</p>	<p>利用マナーの向上については各トイレへの利用上の注意看板を引き続き掲示し普及啓発を図っている(必要性の高い16箇所を設置済)。適正な清掃回数については、景信山トイレで年間清掃回数を7回増やして166回とするなどしており、トイレの洋式化については令和元年7月に羽村取水所便所にて工事を実施した。利用者の不衛生感低減の確保については、窓口等に寄せられた意見・感想やアンケート等により、引き続き利用者の声の把握に努める。</p>	改善済
意見	1-22 (160)	多摩地区の東京都レジャーの活動報告書について	<p>多摩環境事務所は、都レジャーから日報や電話、メールで報告されている情報を、集約、分析するため適切な様式に変更することも含め、今後の自然環境保護に資する情報の収集方法とその活用方法を検討されたい。</p>	<p>平成30年度当初から行った、都レジャーの巡視報告を共有するシステムの試行結果に基づき、都レジャーの巡視報告から補修等を要する案件が共有できる仕組みを構築した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-23 (167)	指定管理者の選 定方法の見直し について	<p>環境局が所管する施設の大部分に指定管理者制度を導入している。環境局では、指定管理者を選定する都度、特命による選定の妥当性を検討していることであるが、結果的に、そのうち半数以上は、「特命」により指定管理者制度導入時から継続して、地元自治体を指定管理者として選定している。</p> <p>環境局は、コスト削減と行政サービスの向上を継続して実施できるかどうかという観点から、現在の指定管理者の選定方法が本当に合理的な方法かどうか、あるいは指定管理者制度による管理が妥当かどうかを慎重かつ十分に検討されたい。</p>	<p>指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度である。しかしながら、自然公園は山間部や島しょにあり、近年特に担い手の確保が大変困難な状況になっている。</p> <p>令和2年度に予定している選定委員会に向け、選定委員に対し、適正な選定方法等に關する事前開取りを行った。その結果、上述した制約による課題を踏まえた場合の、特命施設の合理性や指定管理者制度による管理の妥当性が確認されたため、令和2年度の選定委員会においても、これに基づき公平かつ公正な選定を行う。</p>	改善中
意見	1-24 (170)	「東京の自然公園ビジョン」における施策展開の推進について	<p>利用者層及び利用目的の多様化に対応すべく、具体的な施策展開を示しているが、ビジョンの間にはまだ乖離が存在する。</p> <p>東京2020大会に向けて、ビジョン各種施策の優先順位を明確にするとともに、施策に促った取組を着実に推進されたい。</p>	<p>トイレの洋式化については、方針(平成30年3月策定)に基づき整備を進め、平成30年度までに屋内91%、屋外73%を洋式化した。令和元年度末に、屋内100%、屋外80%の目標を達成見込みである。</p> <p>多言語化標記については、駅からビジターセンター等6施設へのアクセス・インフォメーションの整備を行うこととし、各施設の対応方針に沿って、外国人にもわかりやすい表示を行うなどの取組を既に開始している。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-25 (174)	保全地域の買取制度に関する情報開示について	<p>保全地域の買取制度について毎年多額の都費が使われているが、保全地域のこれまでの取得価額について都民に情報開示していないことから、環境局が行っている保全地域制度の成果を都民に十分発信できていない。</p> <p>環境局は、保全地域の取得価額に関する現在情報(ストック)を集計するとともに、保全地域の公有化に要した費用など必要な情報を都民に開示されたい。</p>	<p>保全地域の公有化に係る取得価格については、昭和49年度から平成29年度までの取得価格の集計作業を平成30年度に実施し、公有化面積及びその取得費を平成30年度の局事業概要に記載した。</p>	改善済
意見	1-26 (181)	保全地域の保全活動におけるボランティア団体の人材不足について	<p>保全地域の保全活動においては、ボランティア団体の将来の人材不足が懸念されており、現実的な解消施策が存在しないことから、将来において適切に保全活動が行われない保全地域の保全活動が、十分な活動参加者規模をもって将来にわたり適切に実施されるよう、ボランティア団体の人材不足とという課題に一元化の取組を推進されたい。</p>	<p>平成30年度より、公社委託事業において、「グリーンスキッププログラム」を実施し、これまでの初心者向け講座や機器の安全講習に加え、新たに「SNS講習会」や「モニタリング講習会」を実施した。</p> <p>平成31年3月に実施した団体交流会で行ったアンケート結果を基に、受講者の要望を踏まえた内容として、平成31年度も新たに「救命講習会」や「機材メンテナンス講習会」などを実施していく予定である。</p> <p>また、ボランティア団体における人材不足を解消するため、体験プログラムに複数回参加するなど保全活動に継続的に興味を持っている方が、ボランティア団体をサポートできる仕組みを令和2年度中に開始する。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-27 (184)	「里山へGO!」ホームページの改善について	<p>一般都民から保全活動の参加者を直接受け入れるための広報媒体として「里山へGO!」ホームページがあるが、同ホームページの現状のアクセス数は、都民全体に対する広報活動の面からは十分な水準にあるとはいえない。</p> <p>環境公社は、「里山へGO!」ホームページのアクセス数の改善に向けた対策を講ずるとともに、環境基本計画で掲げている「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」を広報活動の面において十分に支援されたい。</p>	<p>平成29年度は、意見を踏まえ、「里山へGO!」において各局の保全活動情報について、各HP上から相互に情報の確認ができるよう改善を図った。また、「里山へGO!」において、グリーンシップアクション、グリーンキャンペーンプログラムなどの事業紹介がなく、コンテンツとして不十分な部分について、各事業の紹介を盛り込み、内容の充実を図った。</p> <p>さらに、エコプロ2017に「里山へGO!」のブースを試行的に出展するなど、保全活動のPRを順次進めた。</p> <p>平成30年度は、平成29年度の広告効果を踏まえ、インターネットのリスティング広告や環境イベントへの出展、デジタルサイネージ、交通広告、環境紙面への掲載、SNSを活用した活動情報の配信などを用いて、効果的な広報活動を実施した。</p> <p>この結果、「里山へGO!」ホームページの年間アクセス数は、平成29年度約39,000件に対し、平成30年度は約45,000件と増加した。</p> <p>また、「里山へGO!」WEB会員登録者総数は平成30年度末に1715名となり平成30年度に566名増加した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-28 (189)	キヨンの防除計画について	<p>都は、キヨンの捕獲を行い、根絶を目指しているが、依然として推定生息数が増加傾向である。環境局は、平成28年度から新たに緊急対策事業を実施し、捕獲数は、大幅に増えているものの、根絶するには更なる捕獲が必要と云える。キヨンの根絶に向け、予算配分の検討を含め、一層計画を充実させ、着実に対策を講じられたい。</p>	<p>推定生息数は、平成29年末時点で増加に歯止めがかかって横ばいとなり、平成30年末時点で横ばいからやや減少傾向に転じた可能性がある。平成29年度は3541頭、平成30年度は4110頭と、着実に根絶に向け捕獲している。</p> <p>平成30年度までに調査した私有地の土地利用承諾状況のうち、約4割が未回答及び宛先不明等であり、新規捕獲実施区の設定が困難な状況が判明した。この状況を改善し、長期的な見通しを立てられなければ、計画の改定は困難であると判断した。そのため平成30年度は、根絶に向け全島においてキヨンの捕獲を展開するために私有地における捕獲を行った。外來生物法第18条第4項において準用する第13条を全国で初めて適用し捕獲を行った。</p> <p>専門家による打ち合わせ及びヒアリングを実施（平成30年度：7回 令和元年度12月末時点：5回）し、計画改定に向けた議論等を進めている。現在に至るまでの防除対策を整理したうえで、より効果的な捕獲が行えるよう、捕獲方法の改良について検討を行っている。検討状況は各事業者とも共有し、防除事業に随時反映している。毎月の防除事業実施者会議において、各事業者から捕獲情報等を収集するとともに意見交換を行い、捕獲効果を検証し、改良を重ねている。</p> <p>推定生息数が減少傾向に転じるなど状況が変化している中で、一層充実した内容となるよう検討を重ねており、キヨンの根絶に向けたスケジュール管理ができるよう中長期を視野に入れ、次期防除実施計画への改定を進めていく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-29 (210)	食品ロス問題への取組について	<p>2020年度までに「食品ロス削減・東京方式」を確立することとしているが、当面の人口増による更なる食品ロスの増加、廃棄物の埋立処分場の延命化に鑑みると、食品ロス、ひいては食品廃棄物の削減への取組はさらに推進していくことが必要である。</p> <p>都においては、他の自治体の見本となるよう、より積極的な取組の採用を検討されたい。</p>	<p>措置の内容</p> <p>1 「食品ロス削減パートナーシップ会議」において、新たに外食部会を設置するなど、食品ロスの具体的削減策についての議論を重ねるとともに、食品を無駄にしないライフスタイルへの転換を呼びかけるキャンペーンを実施した。</p> <p>また、令和元年5月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、政府が策定する基本方針を踏まえた食品ロス削減推進計画の策定に向け、引き続き検討を進めていく。</p> <p>2 具体的実施状況</p> <p>(1)食品ロス削減パートナーシップ会議の開催 新たに外食部会と小売部会を立ち上げ、外食産業等からの食品ロスの削減策について議論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回パートナーシップ会議開催(平成30年7月30日) ・第1回外食部会(平成30年10月12日) ・第1回小売部会(平成30年11月16日) ・第2回外食部会(平成30年12月10日) ・第5回パートナーシップ会議開催(平成31年3月4日) ・第6回パートナーシップ会議開催(令和元年5月31日) ・第7回パートナーシップ会議開催(令和元年10月11日) <p>(2)キャンペーンの実施</p> <p>スーパーや飲食店等と連携したキャンペーンを開催するとともに、各種イベントの機会をとらえ、都民向けの啓発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスもつたないフェスタ開催(平成30年3月21日) ・食品ロス削減キャンペーン開催(平成30年10月1日-平成30年10月31日、令和元年10月26日-令和元年11月24日) ・丸の内キッスジャンボリーへの出展(平成30年8月14日-平成30年8月16日、令和元年8月13日-令和元年8月15日) ・東京味わいフェスタへの出展(平成30年10月5日-平成30年10月7日) ・エコプロへの出展(平成30年12月6日-平成30年12月8日) <p>(3)防災備蓄食品の有効活用</p> <p>都や区市町村が所有している防災備蓄食品について、在庫状況を把握し、必要な団体とマッチングする仕組みの構築を目指す新たな調査を令和2年2月に実施する。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-30 (218)	最終処分場の延命化について	<p>新海面処分場の残余年数は、東京二十三区清掃一部事務組合の最終処分量の計画達成度合い等に影響を受けるため、計画量の削減が今後も達成できない状況が続いた場合に、特別区が将来的に取り得る選択肢や現在の議論の進捗状況、将来起こり得る経済的負担にかかわる情報など区民にとって有用な情報を広く積極的に提供することが必要である。</p> <p>都は最終処分場の管理者の立場から、処分場の延命化を図るとともに、特別区が最終処分量削減の議論を加速させる契機となるよう、現行の料金制度の見直しや最終処分場の受入制限を設けるなど、一定のインセンティブについて検討されたい。</p>	<p>平成30年5月に開催した特別区清掃リサイクル主管課長会において、包括外部監査の意見について説明するとともに、今後の対応として、最終処分量削減に向けた都としての新たな取組の検討のほか、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合(以下、清掃一組という。)における最終処分量の削減に向けた更なる取組の推進について要請した。</p> <p>また、都も委員として参加している清掃一組における一般廃棄物処理基本計画改定委員会(平成30年度計3回開催)において、ごみ減量と焼却灰の資源化など、最終処分量の削減に向けた取組等について検討を行うとともに、都においても、最終処分量削減に繋がるインセンティブの検討を行った。</p> <p>一方、これまで都と特別区及び清掃一組は、今後の資源循環施策に関する区市町村と都の共同検討会において、最終処分量の更なる削減に関して検討を重ねてきており、廃蛍光管等の埋立ては令和元年度末で終了、廃プラ類を含むごみの可燃系残さは、令和元年度から清掃工場へ逆送り焼却する実証実験を行っており、令和2年度から本格実施を行い、埋立てを終了することとしている。</p> <p>また、清掃一組においては、ごみ焼却主灰をセメント原料として、平成27年度の実績約6,000tが、平成30年度は約33,000t、令和元年度は40,000tに資源化量を拡大するとともに、令和元年度は新たに、ごみ焼却飛灰等の徐冷スラッグ化の本格実施に向け、7,000tの実証確認を開始するなど、最終処分量の削減を図る取組を実施している。</p> <p>これらの取組等により、平成30年度における清掃一組との廃棄物埋立処分業務委託契約における最終処分量の実績は、対前年度と比較して、約10%(約34,000t)の削減がされており、計画量を下回った。また、令和元年度においても、10月末累計において、対前年度と比較して、約2.65%(約4,700t)の削減がされている。</p> <p>最終処分委託料(従量費)の単価については、平成30年度の都区協議により、令和元年度から引上げている。</p> <p>今後も、清掃一組の新たな一般廃棄物処理基本計画や特別区及び清掃一組の取組状況、最終処分量の実績等を踏まえ、特別区等と意見交換を適宜行い、最終処分量の削減に取り組んでいく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指 摘	1-1 (228)	特命随意契約理 由の妥当性につ いて	<p>マイクロバスの修繕にかかる技術は、競争入札に付すことが適切ではないというほど業務の特殊性は存在しない。</p> <p>また、少額契約以上の発注であるため、東京都契約事務規則第34条に規定される「なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」に従うべきである。環境局は、特命理由の妥当性を慎重に確認するなどして、契約の競争性・透明性を確保されたい。</p>	<p>少額契約以上の発注については、契約の競争性・透明性を確保するため、東京都契約事務規則のほか、平成30年3月に多摩環境事務所が策定した「修繕請負契約締結に係る運用方針」に沿って、同年4月から運用を開始し、事業課の起工の協議の段階で、契約部門が内容が適正かどうかチェックしている。</p> <p>(修繕請負契約締結に係る運用方針)</p> <p>測定機器など製造メーカー以外では修繕が不可能な場合や、複数の者から見積りを徴取するため、多額の費用が見込まれる場合等、修繕の内容が競争に適さないとは判断される場合のみ、特命随意契約によるものとする。</p>	改善済
意見	1-31 (230)	緊急起工による 工事案件につ いて	<p>平成28年度の環境局所管の契約案件の中で、緊急起工に基づいて発注された工事案件が1件存在した。環境局に蓄積されたノウハウが少なかつたことは理解できると、委託事業者によるメンテナンスの際に、様々な異変などが発生していた可能性があることからすると、これらの異変に対する情報共有の仕方に改善・工夫の余地があったと言えらる。</p> <p>環境局は、同様のケースによって緊急起工による工事発注が起これらならないよう施設管理者として必要なノウハウ等を集約するとともに、汚物ろ過システムの停止を未然に防止できるよう適切な施設維持管理の体制を構築することとされたい。</p>	<p>汚物ろ過システムの維持管理は、引き続き管理ノウハウの蓄積・共有化に努めている。現在稼働している汚物ろ過システムについて、委託事業者のメンテナンスの際に使用するためのチェックリスト(案)を検討したものに基つき、現場で運用を試行している。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-32 (232)	東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金の有効活用について	<p>平成28年度においては、1,216,880千円が環境公社への基金の預け入れとして使用されている。同基金からの支出は、毎年度予算要求を行い、議会の議決を受けて決定されている。</p> <p>毎年度の具体的な要求内容は、水素社会の実現に向けた東京戦略会議(平成26年度)取りまとめの課題に沿って、その時々の技術進歩や製品開発動向等を踏まえて行われている。</p> <p>都は引き続き、外部環境の変化を適時に把握し、将来にわたって基金が有効活用されるよう、基金の使用用途、使用金額について、毎年度慎重に検討された</p>	<p>各補助事業については、出えん契約に基づく実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、都民や事業者等からの問い合わせ内容、申請状況等について、定期的に公社と打合せを行っている。</p> <p>業界団体や関連事業者に対するヒアリングを定期的に行い、業界動向等の把握に努め、ニーズに合うよう補助事業の見直しを行った。</p> <p>具体的には、水素ステーション設備等導入促進事業において、バス対応に必要な増設・改修、障壁設置、既存設備の撤去・移設に対し、都単独補助を創設するとともに、FCバス導入促進事業において、自家用バスを補助対象に追加した。</p> <p>また、新規事業においては、業界団体や関連事業者へのヒアリングを徹底的に行い、事業を取り巻く状況をしっかりと把握した上で、事業構築を行っている。</p> <p>予算要求においては、公社への出えん金の残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行っており、また、当初400億円を積み立てた東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金については、平成30年度末現在、9,712,457千円執行済である。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-33 (236)	環境保全資金融資あっせん制度について	<p>当該制度の指定対象車両はを年々拡大しており、利用しややすい環境が整備されてきている。一方で、その利用実績が減少の一途を辿るとともに、執行率が低迷した状況が続いており、当該制度の目的を十分に達成できているとは言えない状況にある。</p> <p>中小企業者等にとつて、利用しややすい環境の整備が進められているにもかかわらず、利用実績はほとんど伸びず、また低執行率が継続している状況からすると、中小企業者等に当該制度の正確な情報が広く浸透していない可能性がある。</p> <p>したがって、環境局が目指すべき効果とコストとを慎重かつ十分に検討しながら、多くの中小企業者等に利用される融資あっせん制度となるよう有効な対策を講じられたい。なお、予算執行率の向上を図るためには、適正な規模で編成された予算を前提とする点に留意されたい。</p>	<p>平成30年度4月以降、以下の取組を実施した。</p> <p>広報の強化(新たに実施する広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境局ホームページへの掲載(平成31年4月実施) 環境局ツイッターでの情報発信(令和元年5月実施) 環境局ホームページに掲載(令和元年5月実施) 環境局ホームページに掲載(令和元年5月実施) 環境局ホームページに掲載(令和元年5月実施) <p>(令和元年12月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> エコプロ2019にてリーフレット配布 令和元年8月実施 東京都産業廃棄物協会を通じ協会員へリーフレットを送付 →(対象を拡大し都内産業廃棄物収集運搬等許可更新予定都内事業者、都内産廃エキスパーク更新事業者へリーフレットを送付) (令和元年7月実施) 広報東京都への掲載(平成30年5月、令和元年9月、令和元年12月) NEW環境展に出展し、PRを実施(平成31年3月) NEW環境展中小企業向けメールマガジンへの掲載(令和元年5月実施) 産業労働局中小企業向けメールマガジンへの掲載(令和元年6月実施) 中小企業庁メールマガジンへの掲載(令和元年6月実施) <p>2 平成29年度以前から実施している広報(平成30年度以降も継続実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境局ホームページに掲載 環境局「エコサポート」に掲載(平成30年7月発行) 関係機関・団体を通じたリーフレットの配布(区市町村、金融機関、ディーラー、トラック協会、市場など) トヨタ協会の説明会・日本自動車販売連合会研修会での制度説明 産業労働局「中小企業のための金融の手引き」「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド」に制度掲載(平成30年7月) 産業労働局「中小企業融資制度協議会」でのリーフレット配布(平成31年3月) <p>3 予算の見直し</p> <p>平成31年度予算において、過去の実績や今後の見込み等を精査し、適正な予算規模への見直しを行った。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-34 (238)	花と緑による緑化推進事業の執行率について	<p>予算執行率は平成27年度が12.5% (予算60百万円)、平成28年度が4.9% (予算60百万円)と、著しく低い状況である。補助対象事業は一定規模の緑化であることから、長期の工事となることが想定される一方、補助申請から工事完了まで単年度で完結する案件にのみ補助金を交付することとしていることから、実質的に対象となる事業が限定的であると言え、利用者ニーズに応えられないと言わざるを得ない。</p> <p>したがって、事業の存続も含め、補助対象事業に該当するものの、補助申請から工事完了まで単年度で完結しない事業に対しても利用できるように、制度の運用方法の変更を検討されたい。</p>	<p>平成30年度に事業者の補助金に対するニーズや都内の他自治体等が行っている補助金等について整理・分析を行い、本補助制度の「存続の必要性」、「補助予算規模の妥当性」等を整理し、その結果を踏まえ、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度の予算の見直し (平成27～30年度：6,000万円⇒平成31年度：3,000万円) ・民間事業者への補助について、令和元年度終了予定 	改善済

平成29年度外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-35 (242)	花と緑による緑化推進事業における補助金交付後の状況確認について	<p>平成28年度に補助金交付対象となった緑地は区道に接しているものの、自由に立ち入りすることはできない場所であった。このように補助金を補助の対象として選定することは、当該事業の目的からすると、補助により得られる効果が高いとは言えないため、環境局は事業の選定に当たり、広く都民一般が花や緑を楽しめる場所を事業対象として選定されたい。</p> <p>また、補助金交付後の緑地の管理が十分とは言えない状況である場所が見受けられた。補助事業先は緑地箇所の維持管理を徹底すべきであり、環境局は、整備時のみではなく、その後の管理状況に関しても、書類の確認のみならず現場の状況の確認を併せて実施されたい。</p>	<p>平成30年度より、広く都民が緑を楽しめる場所を事業対象として選定できようように要綱を改正した(同要綱第2条1項追記:「屋外緑化」とは集客施設、業務施設、観光施設、文化施設その他多くの都民等にぎわう施設等)。また、管理状況等報告書が提出された際に、現地確認を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度(平成29年度管理状況等報告の現地確認) 平成30年度(平成30年4月20日実施) 令和元年度(平成30年度管理状況等報告の現地確認) 令和元年度(令和元年5月27日実施) 	改善済
意見	1-36 (244)	「花と緑の東京募金」の用途の周知について	<p>環境局においては、都民にとっても魅力を感じられる施策を打ち出すことにより、募金者の意識への働きかけを行うとともに、当該募金者の意思を反映できるように事業を遂行し、花と緑あふれる都市東京の実現を図られたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 募金が充当されている事業のホームページにおいて、「花と緑の東京募金」の紹介及び募金の専用ホームページへのリンクを掲載した(平成30年3月)。 募金の専用ホームページにおいて、充当事業の概要に加え、具体的に事業のどの部分に募金を活用しているかの説明及び前年度の実績を掲載した(平成30年10月)。また、掲載写真を1枚から2枚に増やし、「緑をまもる人材育成」についてはPR動画を掲載した(平成30年10月)。 <p>引き続き、募金の用途について積極的に周知していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-2 (250)	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳への登録の正確性について	<p>監査対象年度終了後に「財産情報システム登録取扱方針」を定め、併せて多摩環境事務所における未登録財産の今後の取扱いを定めている。したがって、環境局はこれらの方針に適切に従い、公有財産の性質に応じて、定期的に現物確認を実施するなどとして、実態に即した正確な公有財産台帳を作成されたい。</p>	<p>平成31年2月から3月にかけて、明治の森高尾国定公園内の工作物について現地調査を実施した。その結果、現地には環境局設置のもの以外にも所属不明の工作物が多数存在しており、令和元年度は適正登録に向けそれらの中から都環境局所管の財産を特定する作業を実施中である。他地域についても同様に進め、令和3年度を目途に、登録完了を目指す。</p>	改善中
指摘	1-3 (253)	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳登録時の判断基準の統一化について	<p>遊歩道、指導標、案内板等の工作物について、公有財産台帳に登録されているものとされれていないものが存在する。環境局は監査対象年度終了後において「財産情報システム登録取扱方針」を定め、公有財産台帳に登録すべき財産の範囲の明確化を行ったところである。したがって、環境局は自然公園内に存在する工作物について、同方針に従い、公有財産台帳上、整合的な取扱いをされたい。</p>	<p>平成29年10月に定めた「財産情報システム登録取扱方針」に基づき、平成29年度及び平成30年度に取得した公有財産について、平成30年5月及び令和元年5月に財産登録をそれぞれ実施した。 令和2年度以降も同様に適正に財産登録を実施していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-37 (255)	過去の研究記録の適切な保管について	<p>環境科学研究所内にある重要物品で、取得から40年以上経過しているテープレコーダーが存在した。過去の研究記録が学術的に貴重なものであり、環境局にとつて必要であるならば、旧型のテープレコーダーを保存するのではなく、他の記録媒体への移行を検討すべきである。</p> <p>一方、過去の研究記録を不要と判断するのであれば、テープレコーダーについて将来利用する場面が想定されないため、規定に即した適切な対応を図りたい。</p>	<p>重要物品として登録されているテープレコーダーについて、以下の対応を行った。</p> <p>環境政策課が環境科学研究所と協力して、テープレコーダーで記録された内容及び分野を確認し、一覧表を作成(平成30年4月～5月)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一覧表をもとに、記録されていた分野を所管する部へ保存の必要性について照会(平成30年5月24日) 2 所管部より記録の保存の必要性がない旨、回答を受理(平成30年7月2日) 3 不要な記録について、研究所にて、適宜廃棄処理を実施(平成30年8月～) 4 テープレコーダーについて、修繕が不可能なため、不用品への区分換えを実施(平成31年4月) 5 令和元年12月に、東京都物品管理規則に基づき適正に廃棄した。 	改善済
意見	1-38 (258)	重要物品の処分等の意思決定について	<p>環境科学研究所内に、取得後40年以上経過し、長年使用されていない古い備品が多数保管され、研究所内のスペースを阻害している。</p> <p>環境局、環境公社とともに、それぞれが担う役割に基づいて、今後の使用見込みを慎重に判断し、使用見込みがないと判断した研究備品については、速やかに適切な対応を図ることとされた。</p>	<p>環境科学研究所の重要物品について、以下の対応を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重要物品台帳に登録されているすべての研究備品について、環境政策課が環境科学研究所に使用の有無の確認を依頼(平成30年4月24日) 2 環境科学研究所が使用の有無を研究を委託している各部の協力のもと確認し、環境政策課へ報告(平成31年2月) 3 環境科学研究所からの報告に基づき、今後の使用見込みがない備品を決定(平成31年2月) 4 環境政策課が修繕不可能な研究備品について、不用品への区分換えを実施(平成31年4月) 5 令和元年12月に、東京都物品管理規則に基づき適正に廃棄した。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-39 (258)	環境科学研究所内の重要物品の整理について	<p>現在の病理室の状況は、長らく使用していない研究備品が至るところに置かれており、スペースの有効的・効率的な運用を阻害し、病理室の本来の用途としての機能を果たしていない。</p> <p>しばらく使用見込みがない研究備品については倉庫にししまう等、整理されたい。</p>	<p>病理室における研究備品について、現在の使用状況を確認し、使用していないことが判明した研究備品については、既に倉庫等に移動を行い整理した(平成30年2月)。</p> <p>病理室の整理後も、研究室として継続して適正に活用している。</p>	改善済
指摘	1-4 (260)	重要物品台帳の正確性について	<p>重要物品台帳に登録されていた粉砕機について、台帳上の設置箇所と、実際の設置箇所との間に不一致が生じていた。これは、重要物品台帳の登録時に誤った設置箇所を入力し、かつ取得から現在までその誤りを発見できなかつたことによる。</p> <p>違反してはいたこととなる。</p> <p>環境局は、今後同様の案件が起これないよう東京都物品管理規則第42条を遵守して、正確な重要物品台帳を作成されたい。</p>	<p>都から環境科学研究所へ供用しているすべての重要物品について、環境政策課が環境科学研究所と協力して設置場所を確認し、重要物品台帳の修正を行った。</p> <p>(1) 台帳の誤記について平成29年10月修正 (2) 環境政策課と環境科学研究所ですべての重要物品を目視確認(平成30年4月～6月) (3) 設置場所が異なっていた重要物品については、速やかに経理課に報告し、重要物品台帳上の設置場所の修正を行った(平成31年4月)。</p> <p>その後も、引き続き、物品の設置場所と台帳の整合を確認し、適切な物品管理を進めてい</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-40 (261)	廃棄物埋立管理 事務所の重要物 品について	埋立管理事務所において、不用品としての処分決定があり、重要物品台帳に既に登録が無いにもかかわらず、現物が敷地内に残ったままの車両が3台存在した。不用品としての処分が決定された場合には、適切な時期に現物の譲渡又は廃棄を実施されたい。	<p>1 措置の概要 不用品として処分決定された車両3台については、平成29年度に下記のとおり解体処理及び永久抹消登録し、競くずとして売却した。</p> <p>解体処理契約日 平成30年1月24日 永久抹消登録日 平成30年2月21日 売却 平成30年3月5日</p> <p>2 今後の対応 今後、不用品として処分決定した物品については、速やかに売却又は廃棄手続を行う。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (263)	クール・ネット 東京の組織上の 位置付けについて	<p>環境公社において本部とクール・ネット東京があたり別組織のようになっている。それぞれで事業を完結させる組織形態になっている。</p> <p>組織上、環境公社の総務部の「課」として位置付けられているが、助成事業において助成先の決定、支出手続等について総務部長がその決裁に關与していない。業務に適切な牽制を働かせる視点からは、それら環境公社の他の支払い手続と同様に経営企画課が行うべきである。</p> <p>また、400億円を超える基金の管理を行う部門であり、派遣職員を含める従業員数も89名と環境公社の中でも重要な組織であるが、センター長が常務しているにとどまり、本部の関与度合いが低い状況にあると言え。</p> <p>これらの観点から環境公社内でより適切な業務運営・管理がなされるよう組織体制の見直しを図られたい。</p>	<p>1 組織の再編成についてより厳格な管理体制を構築するとともに、部門間の牽制機能を効果的に発揮させるため、下記の取組を実施した。</p> <p>(1) クール・ネット東京を総務部から分離し、独立した部とすると組織要求を行った(平成30年2月)。</p> <p>(2) 理事会上に組織変更の議案を付議し、承認された(平成30年3月29日)。</p> <p>(3) クール・ネット東京を独立した部とするよう組織改編を実施した(平成30年4月1日)。</p> <p>2 助成金の支払手続については、本部の経営企画課が行うことにより、牽制機能を強化した。</p> <p>(1) インターネットバンキング設定が完了するまで経営企画課職員による書面チェックを実施した。また、完了したものから順次、経営企画課経理係が支払手続を実施した。</p> <p>(2) インターネットバンキングの設定等インフラ整備が完了したのから順次、経営企画課経理係での助成金の支払手続を開始し、平成30年12月にすべてのインフラ整備を完了した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (266)	理事の選任手続 について	<p>平成28年7月28日付けの持ち回り評議員会において、現理事長が理事に就任するとともに、同年8月1日付けの持ち回り評議員会において理事長として選定されている。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条(同法第96条を準用)において、理事会を会議体で行わず、いわゆる持ち回り審議で行うことについて条件を付して認めており、環境公社定款でも同様の規定を置いている。また、評議員会の開催についても同様の規定を置いている。しかし、当該決議省略は、あくまでも例外規定であり、理事会は理事が招集される開催が原則である。</p> <p>理事長交代に関わる交代理事の選任のための評議員会、理事長選任のための理事会が、いずれも決議省略とされており、重要な機関決定のための議事であることと十分に考慮して、事務局が安易に各理事及び各評議員に決議省略の同意を求めることがないよう取られた。また、環境公社の運営に広く内外からの意見を取り入れるとともに、法人運営の透明性を高め、かつ法人運営の適切性を確保する観点から、今後は外部理事の積極的な登用についても検討されたい。</p>	<p>措置の概要</p> <p>1 理事長交代に関わる理事会について 理事長交代に関わる交代理事の選任及び理事長交代時には下記の通り理事会等を開催し、重要な機関決定のための議事であることを考慮し、理事長交代時には下記の通り理事会等を開催し、適切な手続で決議を行った。 (平成30年7月31日) 後任理事の選任評議員会の開催 (平成30年8月1日) 理事長の選定評議員会の開催 (令和元年6月26日) 後任理事の選任評議員会の開催 (令和元年6月27日) 理事長の選定評議員会の開催</p> <p>2 外部理事の登用について 公社の運営に広く内外からの意見を取り入れるとともに、法人運営の透明性を高め、かつ法人運営の適切性を確保する観点から、定款に定める理事の数の範囲内で、さらには積極的に外部理事を登用することを検討し、下記の通り取組を行った。 平成30年6月の理事の任期満了に伴う改選に合わせて、理事を1名増員し、理事6名から7名とするとともに、公社OB理事1名の退任、外部理事2名の選任が行われ、外部理事4名とした(評議員会：平成30年6月29日)。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (267)	旧本社敷地の定期借地権設定契約について	<p>土地賃貸借について、理事会においては環境公社定款に基づき土地の利用計画を審議したが、契約先及び契約金額が未定であった。その後、当該計画に基づき、契約を締結したが、鑑定評価額に基づき貸付面積と算定される金額と実際の賃料金額の差額の存在について、理事会に報告していないことは妥当ではない。理事会決議事案に関連する具体的な事象については、最終契約書のドラフトを提示して報告された。</p>	<p>以下の重要事案について、理事会に適切に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初経営改革プランの理事会への報告（平成30年6月14日） ・改訂経営改革プランの理事会への報告（令和元年6月11日） <p>今後も理事会で決議された新たな事業や重要な方針などについて、その後に大きな変更が生じるような場合については、その内容を理事会にて報告するものとする。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘要見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (269)	助成金執行率向上に向けての取組について	<p>助成金事業としての各基金の利用実績が低いことについては、随時その要因を環境局とともに分析し、タイムリーな対策を講じられたい。</p>	<p>1 平成30年度より、執行率向上等に向けた課題等の情報共有を局と公社の担当者間で密に行うとともに、検討会実施に向けた調整を行った。 2 平成30年度実績を踏まえ、助成金執行率向上に向けた検討会を局所管部と実施した(令和元年7月10日)。 3 検討会の結果を踏まえ、 (1)助成事業全般において、申請者の利便性向上を図るため、申請書類を可能な限り簡素化していくこととした。 (2)執行率が低い助成金事業については、各事業に関係する団体等に対して、認知度を高めるための周知活動を再度実施した。 (3)申請件数が想定以上に増加している次世代タクシー普及促進事業では、認知度を高めし審査期間を短縮するなど審査体制の強化を図った。 4 上記の取組により、事業全般において助成金執行率の改善を図った。今後とも、局所管部署との定期的な検討会を継続し、現場からの意見や提案を行っていく。</p>	改善済
指摘	2-1 (269)	預り基金の助成先への振込手続について	<p>基金の助成先への振込については、クール・ネット東京において、クール・ネット東京が、インターネットバンキングにより行っている。 クール・ネット東京においては、単独の部門で助成先の決定から助成金の送金手続までを実施しており、部門を超えての内部統制構築までには至っていない。 助成金については、クール・ネット東京において、助成先の決定を行い、支払金額、支払日を確認後、本部経理係に対して支出の依頼を行い、実際の支出行為は経理係が行い、経理係内財務担当が、その支出の事実に基づいて会計処理を行うという適切な職務分掌に基</p>	<p>助成金の支払手続について、インターネットバンキングの設定等インフラ整備などを行い、預り基金については本部経理部門が支出行為を行う体制を構築し、部門を超えた内部統制を確保するための取組を、以下のとおり実施した。 1 業務の効率化の観点から、助成事業の特性に合わせた経営企画課のチェック体制や手続きについて、検討を行った(平成30年2月)。 2 インターネットバンキング設定が完了するまで経営企画課職員による書面チェックを実施した。また、完了したのから順次、経営企画課経理係が支払手続きを実施した(平成30年5月～12月)。 3 インターネットバンキングの設定等インフラ整備が完了したのから順次、経営企画課経理係での助成金の支払い手続きを開始し、平成30年12月にすべてのインフラ整備が完了した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (271)	預り基金の運用方法について	<p>預り基金の運用を決済用普通預金とすべく十分な検討を行っている証跡がみられない。</p> <p>環境公社は、基金の運用により得られた運用益について、都との契約により環境公社として独自に使用できないことから、元本保全を第一義とする運用方法を採用しているが、果実の基金元本への組み入れがなされれば、その分助成事業資金が増加することになるため、基金の受け入れの際、元本の保全を前提として、より有利な運用方法を都と環境公社にて協議、検討されたい。</p>	<p>預り基金の管理については、普管注意義務を求められる公社として、元本の完全な保証が確保された決済性預金が適切であると考え運用してきた。難しい状況であるが、利率などの金融市場の動向を注視しながら基金運用の有効性について検討する必要がある。</p> <p>上記の考え方に基づき、以下のとおり都と検討を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都環境局総務部総務課より「都から環境公社に出えんした基金の運用について(案)」の提示があった(平成30年3月16日)。 2 公社において都の案を検討し、今後、都から運用の方針が示された場合には、これに準ずることとした。(平成30年3月23日)。 3 金利状況等を注視するとともに、運用益や事務処理経費に係る取扱等について、適宜、都と公社で協議、検討の上、運用益が見込める場合には、より有利な方法での運用を実施する。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-2 (272)	<p>預り基金の管理の ための台帳整備 について</p>	<p>環境公社の財務規程第1節第6条の規定から、預り基金についても台帳の整備が必要であると解釈でき、現在、整理されているが、都からなお、預り基金の補助元帳を有しているが、都から出せるために、単年度で更新される財務会計システムから出力されることができない。財務部門が管理するたために必要な事項、すなわち基金の受入から事業の完了までの受入記録、助成先、助成金額に関する記録など、預り基金に関する異動状況を網羅できるように預り基金台帳を整備されたい。また、台帳と預り基金勘定との整合性について定期的に検証されたい。</p>	<p>預り基金台帳について、以下のとおり対応を行った(平成30年10月)。 1 経営企画課経理係において、預り基金台帳を作成した。 2 支払発生時に、件数及び支払金額並びに通帳残高の検証を実施している。 3 月末時点において、上記2に加えて会計システム元帳との整合性の検証を実施している。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-6 (277)	水素情報館「東京スライソミル」来館者の増加施策の検討について	<p>現状の来館者の状況は、都民人口に占める来館者数の割合や、来館者の居住地域に偏りが見られる点において、都民全体に対する水素社会の普及啓発活動としてはまだまだ十分であるとは言えない。また、少なくとも来館者1人あたり5,773円のコストが生じていると考えられる。</p> <p>来館者数目標の再設定を行い、一人当たりコストの適正水準を設定するなど、事業にかかるコストと水素社会の普及啓発活動の効果とのバランスを適切に図るとともに、来館者数の増加に向けた取組をさらに強化されたい。</p>	<p>措置の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京スライソミルの来館者は、平成28年度9,084人、平成29年度14,694人、平成30年度19,514人と年々増加傾向にあり、累計で43,292人となった。また、令和元年度は10月現在で14,580人となっており、開館以来の累計来館者数は5万人を超えた。 2 子供向けの企画として、GW・夏休みイベントなどの季節イベント、週末イベント等の恒常化を図った。また、Tokyoスライソミルとの連携として、チーム参加企業の普及啓発施設との連携イベント「ぐるつと3館夏休み自由研究スタンプラリー」を実施した。 3 来館者データの分析結果を基に、ターゲットとする層や地域を明確にし、HPやSNS、近隣の小学校へのチラシ配布等の積極的な広報展開を行ったことにより、新規来館者及びリピーターの獲得につながっている。 4 自治体が開催する環境フェアには、平成30年度実績で5自治体に対して、累計で6回の出張を行った。また、平成30年度は、東京スライソミルをコンテンツとした小学校向けの出張展を開始するなど、施設外での水素社会の普及啓発活動も強化した。 5 上記取組により、来館者が増加した結果、来館者一人当たりのコストは、平成28年度対比で約38%減少し、平成30年度一人あたり3,573円となるなどコストの適正化を図った。今後引き続き、効果的な普及啓発を図っていく。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-7 (292)	廃棄物埋立作業 業務にかかると長 期間・同一事業 者に対する特定 契約について	<p>都が所有する廃棄物埋立処分場の管理運営業務は、環境公社が元請として環境局から特命随意契約によって受託しているが、平成21年から9年間連続して当該受託業務の50%超を一般事業者である特定の2社に対して特定契約をもって委託発注している。</p> <p>長期間にわたる特定の2業者を相手方とした特定契約を締結し続けることは、事業の継続性・安定性及び契約の公平性・公正性の観点から問題がある。</p> <p>環境公社は、十分に環境局と協議しながら、中長期的な観点から、様々なリスクを想定した上で、事業の継続性・安定性及び契約の公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。</p>	<p>平成30年度契約から以下の契約について、特命契約や競争見積による発注を実施した。</p> <p>1 案件名：中央防波堤外側埋立処分場埋立作業その他業務委託 (単価契約)</p> <p>2 案件名：新海面処分場埋立作業その他業務委託 (単価契約)</p> <p>上記2件の各年度における契約の経過</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別発注予定表を公表した (平成30年2月19日)。 ・指定業者選定委員会にて競争見積業者上記1の案件について10社、上記2の案件について5社を決定した (平成30年2月27日)。 ・契約業者を決定した (平成30年3月12日)。 <p>【平成31年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別発注予定表を公表した (平成31年2月7日)。 ・指定業者選定委員会にて競争見積業者上記1の案件について7社、上記2の案件について5社を決定した (平成31年2月19日)。 ・契約業者を決定した (平成31年3月5日)。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-3 (294)	不適切な予定価格の設定について	諸経費率が環境公社自ら定めたルールを超えて予定価格を設定していた案件や本来予定価格に用いるべき直接経費単価に古い単価を用いていた案件があった。公社は、業務担当部署だけでなく、契約担当部署においても、予定価格の設定に対するチェックをこれまで以上に徹底されたい。	<ol style="list-style-type: none"> 1 諸経費率及び労務単価を重点項目とした会計事務監査(内部監査)を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月2日～14日 ・平成30年10月29日～11月7日 ・平成31年2月27日～3月7日 2 契約事務説明会を開催し、その中で積算事務に係る諸経費率と労務単価について研修を実施した(平成30年6月27日)。 3 上記1. 2の取組により各職員が契約事務に関する認識を改めて深めるとともに、日々経理業務において所管部署だけでなく経理部門での適正な予定価格等のチェックを更に強化させた。また、今後とも会計事務監査や積算事務等の研修を定期的の実施するなど、公社全体でのチェック体制により予定価格の適正な設定を担保していく。 	改善済
意見	2-8 (297)	神田情報センターにおける適切な内部統制の構築について	会計事務監査で複数回検出された分割発注の事実を受け、独自の厳しいルールを課しているが、分割発注そのものを直接的に防止する取組であるとは言えない。分割発注に効果的・予防的な内部統制を検討の上、適切な内部統制を構築されたい。	<p>落札業者の履歴管理(同一週内は発注先を変更する等、発注間隔の管理)及び落札率の管理を継続実施するという考え方のもと、下記の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全部署に向けて、文書にて分割発注の注意喚起を実施した(平成30年1月10日)。 2 平成30年4月より、経営企画課経理係契約担当が各課から月ごとの契約台帳データを集約し、発注間隔や落札率の調査を開始し、不適切な分割発注がないことを確認している。 3 今後とも、契約担当による発注状況の調査や、会計事務監査を通じて、適切な契約事務を行っていく。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-4 (299)	少額契約案件の発注単位について	<p>少なくとも同一部署・同一時期に汎用品等を購入する場合など、一体として発注することができている場合は、競争性ある方法を採用する方が経済性・公正性を確保する観点から望ましいと考えられるため、運用方法を見直されたい。</p>	<p>国庫事業などは、都委託事業などと分けて管理することを指導されているため、事業別に管理することが必要であるが、それ以外の汎用品などについては、各部署のニーズを集約して一括購入し事業別按分するなど、運用上の管理手法について検討し、下記の取組を実施するとともに、全部署に向けて、文書にて少額契約案件の発注単位の注意喚起を実施した(平成30年1月10日)。</p> <p>1 環境科学研究所では、各担当から発注依頼があった消耗品類を取りまとめ、競争方式をもって契約した。</p> <p>(1) パスツールペンセット外27点の買入れ (平成30年1月26日)</p> <p>(2) 活性成分分散シリカゲルリパラスカラム外11点の買入れ (平成30年5月16日)</p> <p>(3) 脂肪抽出器外36点の買入れ (平成30年11月5日)</p> <p>2. 公社全体の文具・雑貨等の消耗品及び被服等については、総務部において年間の使用量を算定するとともに、平成30年3月から一体発注を以下のとおり実施している。</p> <p>【文具・雑貨等の消耗品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の使用実績を基に使用量を算定 (平成30年3月) ・算定した使用量を基に競争方式による一体発注を実施 (平成30年3月) ・文具・雑貨等の消耗品の一体発注契約の締結 (平成30年4月) ・購入実績を基に事業別の予算管理を実施 <p>【被服等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被服等の調査表により公社全体の使用量を算定 (夏服：平成30年4月、冬服：平成30年8月) ・算定した使用量を基に競争方式による一体発注を実施 (夏服：平成30年5月、冬服：平成30年9月) ・被服等の一体発注契約の締結 (夏服：平成30年6月、冬服：平成30年10月) ・購入実績を基に事業別の予算管理を実施 <p>引き続き、原則として一体発注による競争方式で契約するなど、適切な運用を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-5 (301)	分割発注の防止 について	<p>環境科学研究所において、発注数が不合理である案件が検出された。業務の発注に当たり、一者(単数)見積処理を行うために安易に契約を分割することの多いよう契約の事務処理体制を見直し、徹底した分割発注の防止体制を構築されたい。</p>	<p>落札業者の履歴管理(同一週内は発注先を変更する等、発注間隔の管理)及び落札率の管理を継続実施するという考え方のもと、下記の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全部署に向けて、文書にて分割発注防止の注意喚起を実施した(平成30年1月10日)。 2 平成30年4月より、経営企画課経理係契約担当が各課から月ごとの契約台帳データを集約し、発注間隔や落札率の調査を開始し、不適切な分割発注がないことを確認している。 3 今後も、契約担当による発注状況の調査や、会計事務監査を通じて、適切な契約事務を行っていく。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-9 (305)	少額契約の金額的基準について	<p>都においては予定価格が30万円未満であれば「少額契約」での発注が可能であるのに対して、環境公社においては、予定価格が50万円以下であれば「少額契約」として発注することが可能となる。</p> <p>①環境公社が行っている大部分の業務は、環境局から受託している業務であるという点に鑑みると、ほとんどの事業費の原資は都税であると言っても過言ではなく、このような場合にまで都の「少額」の基準である30万円未満を超えた金額を環境公社の「少額」として設定することには疑問がある。</p> <p>②環境局と一体となつて環境行政を推し進めるべき監理団体としての立場からすると、公正性・透明性・競争性・経済性の確保という観点も重要である。</p> <p>環境公社は、監理団体として確保すべき契約の公正性・透明性・競争性・経済性が実質的に担保されるよう少額契約の金額的基準について、改めて見直された</p>	<p>1 少額契約基準を都と同じく30万円未満とする旨、契約事務規程の改正を全部署に文書にて周知した(平成30年3月23日)。</p> <p>2 少額契約基準を30万円未満とする契約事務規程を施行した(平成30年4月1日)。</p>	改善済